

育児休業等取得者の 保険料免除期間等の 変更について

平成17年4月1日より、次世代育成支援を拡充するため、子を養育する被保険者に対して育児休業等に係る保険料免除の取扱いが下記の通り変更となりました。

併せて育児休業等を終了した際の標準報酬月額の見直し制度も導入されました。



1. 育児休業等期間中の保険料免除の延長

育児休業等に伴う保険料免除期間が、子が1歳になるまでから最長で3歳になるまでに延長されました。

2. 育児休業等の終了に伴う標準報酬月額の見直し

育児休業等を終えて職場復帰し、勤務時間の短縮等により給料が変動した場合、事業主に申出ることにより4ヶ月目からの保険料が見直されます。

(ただし、育児休業等終了日時点で3歳に満たない子を養育している場合)

このことにより、復職後の報酬を速やかに反映させ、実際に得た給料に基づく保険料を納めることとなります。



平成17年度 介護・健康教室

女性特有の病気や症状の対応とアロマケア

「女性のための健康生活設計」参加者募集

横河電機健康保険組合では、他の健保組合と共同で全国各地で「介護・健康教室」を開催しておりますが、今年度の健康教室の一つとして「女性のための健康生活設計」セミナーを下記の地域で開催いたします。

このセミナーは、思春期→成人期→更年期→高齢期という女性の一生のサイクルを追いながら、その時々の変化や特徴的な疾病、またその早期発見のためのチェック法などをウイメンズヘルスの専門家（女医）が、豊富な事例を通じて取り上げ、女性の健康について理解を深めていただくものです。また、リラクゼーションの手法として人気の高いアロマケアの実践指導も行います。

当日は、「受講しやすさ」を考え、参加者はもちろんのこと、運営スタッフも全て女性が担当します。ぜひ、この機会にご参加ください。詳細・申込要領は、健保ホームページの介護・健康教室をご覧ください。

日程

◆平成17年

9月10日(土)……大阪府大阪市

11月12日(土)……北海道札幌市

12月17日(土)……東京都23区

◆平成18年

1月28日(土)……福岡県福岡市

2月4日(土)……愛知県名古屋市

申込資格：被保険者およびそのご家族

(女性の方に限らせていただきます)

申込人数：1被保険者につき2名まで

時間：午前10時から午後4時

受講料：無料(昼食付、交通費は自己負担)